

ように改める。

ただし、保険金額又は退職手当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。

第五十九条第一項第一号中「保険会社（保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者及び共済事業を行う者を含む。）」を「保険会社等」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「第一項各号」の下に「及び第一項」を加え、「より同項」を「より第一項及び第二項」に、「される同項」を「されるこれらの規定」に、「第一項並びに」を「第一項及び第二項並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 信託の受託者でこの法律の施行地に当該信託の事務を行う営業所、事務所、住所、居所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した受益者別（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者別）の調書を当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、信託に関する権利又は信託財産の

価額が一定金額以下であることその他の財務省令で定める事由に該当する場合は、この限りでない。

一 信託の効力が生じたこと（当該信託が遺言によりされた場合にあつては、当該信託の引受けがあつたこと。）。

二 第九条の二第一項に規定する受益者等が変更されたこと（同項に規定する受益者等が存するに至った場合又は存しなくなつた場合を含む。）。

三 信託が終了したこと（信託に関する権利の放棄があつた場合その他政令で定める場合を含む。）。

四 信託に関する権利の内容に変更があつたこと。

第六十四条第二項中「（昭和四十一年法律第三十四号）」を削り、同条第四項中「株式移転」の下に「（以下この項において「合併等」という。）」を、「又は他方の法人」の下に「（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者又は第九条の二第一項に規定する受益者等について、前各項の規定を適用する場合に

は、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の受託者については、法人税法第四条の六（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）の規定により、各法人課税信託の同条第一項に規定する信託資産等及び同項に規定する固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなす。

二 法人税法第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）の規定を準用する。

三 前二号に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は第九条の二第一項に規定する受益者等についての前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則に次の一項を加える。

24 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）に規定する公益信託の委託者（その相続人その他の一般承継人を含む。）は、第九条の二第五項に規定する特定委託者に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。

（地価税法の一部改正）

第四条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

(信託財産に属する土地等の帰属)

第九条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は、当該信託の信託財産に属する土地等を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、法人税法第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の一に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する土地等については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条第四項中「株式移転」の下に「（以下この項において「合併等」という。）」を、「又は他方の法人」の下に「（当該合併等により交付された株式又は出資を発行した法人を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

5 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者又は受益者について、前各項の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の受託者については、法人税法第四条の六（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）の規定により、各法人課税信託の同条第一項に規定する信託資産等及び同項に規定する固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなす。

二 法人税法第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）の規定を準用する。

三 前二号に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についての前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（信託財産の登記等の課税の特例）」に改め、同条第一項第二号中「委託者」を「信託の効力が生じた時から引き続き委託者」に、「受益者に」を「当該受益者（当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）」に改め、同項第三号中「更迭に伴い旧受託者から新受託者」を「変更に伴い受託者であつた者から新たな受託者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人（当該委託者が合併により消滅した場合には、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人）であるときは、当該信託による財産権の移転の登記又は登録を相続（当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併）による財産権の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

第十四条第一項中「第一百十九条ノ二第一項（分割発行の場合の担保付社債発行の登記）」を「第六十三  
条第一項（分割発行の場合の社債発行に関する登記）」に改める。

第十七条第一項の表中

所有権以外の権利の信託の登記

千分の一

を

先取特権、質権又は抵当権の信託の登記	千分の一
所有権、先取特権、質権及び抵当権以外の権利の信託の登記	千分の一

に改める。

別表第一第一号(十)口中「所有権以外」を「その他」に改め、同号(十)口を同号(十)ハとし、同号(十)イの次に次のように加える。

□ 先取特権、質権又は抵当権の信託の登記

債権金額又は極度金額

千分の一

別表第一第一号(十一)(二)(2)中「所有権以外」を「その他」に改め、同号(十一)(2)を同号(十一)(3)とし、同号(十一)(1)の次に次のように加える。

(2)

先取特権、質権若しくは抵当権の信託の仮

債権金額又は極度金額

千分の一

登記又は信託の設定の請求権の保全のための

仮登記

別表第一第二号(十)口中「所有権以外」を「その他」に改め、同号(十)口を同号(十)ハとし、同号(十)イの次に次のように加える。

□ 抵当権の信託の登記

債権金額又は極度金額

千分の一

別表第一第三号中「航空機の登録」の下に「(航空機の信託の登録を含む。)」を加え、同号(九)を同号(十)とし、同号(八)中「(七)まで」を「(八)まで」に改め、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)を同号(八)とし、同号(六)を同号(七)とし、同号(五)の次に次のように加える。

#### (六) 信託の登録

##### イ 抵当権の信託の登録

##### ロ 抵当権以外の権利の信託の登録

債権金額又は極度金額  
千分の一・五

航空機の重量  
一トンにつき三万

円  
千分の一

別表第一第四号(七)を次のように改める。

#### (七) 信託の登録

##### イ 抵当権の信託の登録

債権金額又は極度金額  
千分の一

ダム使用権の価額  
千分の一

別表第一第八号中「登記又は登録」の下に「(動産の抵当権の信託の登記又は登録を含む。)」を加え、同号(一)へを同号(二)トとし、同号(一)ホ中「(二)まで」を「(ホ)まで」に改め、同号(一)ホを同号(二)へとし、同

号(一)二の次に次のように加える。

一 ホ 抵当権の信託の登記

別表第一第八号(一)へを同号(二)トとし、同号(二)ホ中「二まで」を「ホまで」に改め、同号(二)ホを同号(二)ヘ  
とし、同号(一)二の次に次のように加える。

一 ホ 抵当権の信託の登記

債権金額又は極度金額

千分の一・五

別表第一第八号(三)ホを同号(三)ヘとし、同号(三)二を同号(三)ホとし、同号(三)ハの次に次のように加える。

一 ニ 抵当権の信託の登記

債権金額又は極度金額

千分の一・五

別表第一第十号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

債権金額

千分の一

ロ 質権以外の権利の信託の登録

著作権の件数

一件につき三千円

別表第一第十一号(五)を次のように改める。

一 (五) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

債権金額  
千分の二

口 質権以外の権利の信託の登録

出版権の件数  
一件につき三千円

別表第一第十二号(四)を次のように改める。

(四) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

債権金額  
千分の二

口 質権以外の権利の信託の登録

著作隣接権の件数  
一件につき二千円

別表第一第十三号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

債権金額  
千分の一

口 質権以外の権利の信託の登録

特許権等の件数  
一件につき三千円

別表第一第十四号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

債権金額  
千分の一

一 口 質権以外の権利の信託の登録

別表第一第十五号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

口 質権以外の権利の信託の登録

別表第一第十六号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

口 質権以外の権利の信託の登録

別表第一第十七号(六)を次のように改める。

(六) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

口 質権以外の権利の信託の登録

一 実用新案権等の件数

一 一件につき三千円

債権金額

千分の二

意匠権等の件数

一件につき三千円

債権金額

千分の二

商標権等の件数

一件につき九千円

債権金額

千分の二

回路配置利用権等の件

一件につき三千円

別表第一第十八号(五)を次のように改める。

(五) 信託の登録

イ 質権の信託の登録

口 質権以外の権利の信託の登録

別表第一第十九号(六)を次のように改める。

(六) 信託の登録

イ 抵当権の信託の登録

口 抵当権以外の権利の信託の登録

別表第一第二十号(四)を次のように改める。

(四) 信託の登録

イ 抵当権の信託の登録

口 抵当権以外の権利の信託の登録

債権金額	千分の一
育成者権等の件数	一件につき三千円
債権金額又は極度金額	千分の一
鉱区又は租鉱区の数	一個につき九千円
債権金額又は極度金額	千分の一
鉱区又は租鉱区の数	一個につき四千五

別表第一第二十二号(四)を次のように改める。

(四) 信託の登録

イ 抵当権の信託の登録

ロ 抵当権以外の権利の信託の登録

別表第一第二十三号(十)を次のように改める。

(十) 信託の登録

イ 先取特権又は抵当権の信託の登録

ロ 先取特権及び抵当権以外の権利の信託の登録

別表第一第二十八号の次に次のように加える。

債権金額又は極度金額 共同開発鉱区の面積	千分の一 十万平方メートル
百円	につき百二十円

- (一) 信託法（平成十八年法律第二百八号）第二百三十二条（限定責任信託の定めの登記）の限定責任信託の定めの登記
- (二) 信託法第二百三十三条第一項（変更の登記）の規定による新事務処理地においてする同法第二百三十二条各号に掲げる事項の登記
- (三) (一)、(二)及び(四)から(六)までに掲げる登記以外の登記
- (四) 登記の更正の登記（(六)に掲げる登記を除く。）
- (五) 登記の抹消（(六)に掲げる登記を除く。）
- (六) 清算に係る登記
- イ 清算受託者の登記

申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
一件につき六千円	一件につき一万円	一件につき一万円	一件につき一万五千円	一件につき一万五千円	一件につき三万円

口イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

八 清算結了の登記

二 登記の更正の登記又は登記の抹消

申請件数	一件につき六千円
申請件数	一件につき二千円

別表第一第三十三号中「の認定個人情報保護団体の認定」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、同表第三十五号九中「信託業務の兼営の」を「兼営の」に改め、同表第三十八号中「登録又は」の下に「自己信託に係る事務に関する事業を行う者、」を加え、同号六を同号七とし、同号五を同号六とし、同号四を同号五とし、同号三の次に次のように加える。

四 信託業法第五十条の二第一項（信託法第三条第一登録件数

三号に掲げる方法によつてする信託についての特

円

例）の自己信託に係る事務に関する事業の登録

別表第一第三十九号中「第五条第一項」を「第三条」に改め、同表第五十号を同表第五十号の二とし、同表第四十九号の次に次のように加える。

公認会計士法第十六条第一項（実務補習）の実務補習団体等の認定	認定件数	一件につき十五万円
--------------------------------	------	-----------

別表第一第一百二十号中「（速達性向上計画）」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同表第一百三十三号中「許可」を「一般旅客定期航路事業の許可（）に改める。

（消費税法の一部改正）

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「及び第十二条第三項」を「第十二条第三項及び第十五条」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）

第十四条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に係る資産等取引（資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）は当該受益者の

資産等取引とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、法人税法第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託若しくは同項第二号に規定する特定公益信託等の信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引については、この限りでない。

- 2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。
- 3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用）

第十五条 法人課税信託（前条第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同

じ。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る資産等取引をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び資産等取引をいう。以下この条において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第五条、前条、第二十条から第二十七条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条並びに第六章を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

4 固有事業者（法人課税信託の受託者について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下こ

の条において同じ。）のその課税期間に係る基準期間における課税売上高（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）については、同条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 当該固有事業者の当該課税期間の基準期間における課税売上高として第九条第二項の規定により計算した金額

二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

5 固有事業者の第十二条第四項に規定する当該事業年度の基準期間における課税売上高については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 第十二条第四項に規定する残額

二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

6 受託事業者のその課税期間に係る基準期間における課税売上高については、第九条第二項の規定にか

かわらず、当該課税期間の初日の属する当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者の課税期間の基準期間における課税売上高とする。

- 7 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円以下である課税期間に限る。）における課税資産の譲渡等につき第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十条から第十二条の二までの規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

- 8 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間につき第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者である場合に限り、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間については、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業者」であるのは「受託事業者（第十五条第三項に規定する受託事業者を除く。）のその課税期間い、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）のその課税期間